

進捗状況の概要 【1ページ以内】

1. 学生の相互交流について

(1) メコン地域諸国の相手大学からの留学生の受入

平成30年3月までに、メコン地域諸国の全ての相手大学（6大学）から慶應義塾大学大学院法務研究科（以下、KLS）に、留学生を合計21名（計画22名）受け入れた。その受け皿として、KLSにグローバル法務専攻法務修士課程（以下、KLS-LL.M.）を計画通り開設し（平成29年4月）、全科目英語による教育プログラムの提供を開始した。その際には、メコン地域諸国に積極的に海外展開を行っている法律事務所、企業、国際協力機構(JICA)法整備支援プロジェクト・オフィス等でのエクスターナシップ・プログラムも実施した。

(2) メコン地域諸国の相手大学への日本人留学生の派遣

KLS学生を経済・法科大学（ベトナム）、パニャサストラ大学（カンボジア）、タマサート大学（タイ）に合計36名（計画21名）派遣した。その際には、授業に参加するだけでなく、共通の事例問題を課し、自国法を適用した場合の解決方法について、英語によるプレゼンテーションを相互に行い、討論することを通じて、アジア各国法に対する理解を深めた。加えて、現地の法律事務所、国連開発計画(UNDP)事務所、日本貿易振興機構(JETRO)等においても、各国の最新の法律実務・経済動向・政治状況・社会事情について直に学ぶ機会を設けた。

2. メコン地域諸国の大学との学生・教職員の相互交流を促進するためのインフラ整備について

(1) アジア発グローバル法務人材養成プログラム（以下、PAGLEP）を効果的に推進するために、全ての相手大学（6大学）と相互交流協定(MoA)について協議し、締結を完了した（ヤンゴン大学法学部とは最終合意を済ませ、ミャンマー教育省の許可を待っている）。

(2) デュアル・ディグリーの実現に向けた準備を始め、KLSの教職員がハノイ法科大学（ベトナム）を訪問し、解決すべき問題と具体的な手順について協議した。

3. シンポジウム、ワークショップ等の開催、その他について

(1) シンポジウム「日本と東南アジア諸国における比較法学教育」を開催し、全相手大学（6大学）とKLSにおける法学教育の特色と改善に向けた課題につき、プレゼンテーションと討論を実施した。

(2) ワークショップ「法律を学ぶ留学生が直面する障壁」を開催し、KLSおよび全ての相手大学から教員・事務職員を含む代表者が参加し、プレゼンテーションと討論を行った。

(3) ワークショップ「民法をどのように教えるか」、「憲法をどのように教えるか」を開催し、効果的な授業方法、共通教材作成について、プレゼンテーションと討論を行った。

(4) 日本法教育研究センターコンソーシアムに参加し、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)とKLSの共催で留学生26名による学年論文発表会をKLSで開催した。

(5) シンポジウムおよびワークショップの成果物として、KEIGLAD (ed.), *PAGLEP Series I: Comparative Legal Education from Asian Perspective*, Keio University Press, 2017および *PAGLEP Series II: Challenges for Studying Law Abroad in the Asian Region*, Keio University Press, 2018を出版し、下記(6) KEIGLADのホームページでもPDF版を公開した。

(6) PAGLEPの実施を支援するために慶應グローバル法研究所(Keio Institute for Global Law and Development: KEIGLAD)を設置し、ホームページも開設した (<http://keiglad.keio.ac.jp>)。

【本事業における中間評価までの交流学生数の計画と実績】

平成28年度				平成29年度			
派遣		受入		派遣		受入	
計画※	実績	計画※	実績	計画※	実績	計画※	実績
6人	16人	1人	1人	15人	20人	21人	20人

※海外相手大学を追加している場合は、追加による交流学生数の増加分を含んでいる。

特筆すべき成果（グッドプラクティス）【1ページ以内】

1. 学生の相互交流について

(1) PAGLEPの受け皿として、平成29年4月にKLSに開設された**全科目英語**によるKLS-LL.M.を最大限に活用し、受入留学生がアジア法の基礎を踏まえ、コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、M & A、知的財産法、国際取引法、国際商事仲裁法等のビジネス法から、国際人権法、環境法、宇宙法、薬物犯罪取締法、サイバー法、国際刑事司法等のグローバル安全保障法に至るまで、春・秋学期合計66科目の中から、多様なニーズに応じ、グローバル法務人材に相応しい柔軟かつバランスのとれた科目選択が可能となっている。授業では、アジア諸国の留学生が、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカ等からの留学生および日本人学生と混じり合い、極めて創造性の高い議論を率直に交わしており、留学生および日本人学生の双方にとって得難い経験となっている。正規生に対しては、**大手法律事務所、企業、国際協力機構(JICA)法整備支援プロジェクト・オフィス**等でのエクスターンにより、最前線の法実務を肌で実感できる機会を提供している。また、平成30年4月からは、**ビジネス法務、国際紛争解決、日本法**の副専攻制度を設け、修了生のキャリアパスに役立つ機会を提供している。

(2) 学生派遣におけるエクスターンシップおよび留学生受入におけるサマースクールの各プログラムにおいて、具体的な法律紛争事例を題材にした共通課題を英語で出題し、参加予定の日本人学生および留学生の双方に対し、自国法を適用した場合の紛争解決について、英語によるプレゼンテーションの事前準備を求めた。各プログラム最終日に、日本人参加学生および留学生の双方による英語でのプレゼンテーションと討論を実施した。日本人学生の多くが英語でのプレゼンテーションを初めて経験し、自らの考えを整理して英語で表現し、質問に答え、留学生のプレゼンテーションに対して質問し、討論する経験は、グローバル法務人材に不可欠な資質である英語による自国法の発信、外国法に対する相互理解の涵養につながっている。この実践を通じて、各国の法律および法的思考の異同と特色を浮かび上がらせる共通課題が蓄積され、PAGLEPの趣旨に相応しいメニューとして定着した。

2. 相互交流を促進するためのシンポジウムの開催、その他について

日本人学生および留学生の双方にとって、外国の大学における法学教育は、授業方法、教材、授業準備の仕方、試験方法、評価方法等が異なり、学期の相違と相俟って、国際交流の壁となっている。そこで、PAGLEP参加7大学の間で、各大学における法学教育の特色と課題をテーマにシンポジウムを開催し、各国・各大学における法学教育に関する基礎情報を収集・比較・分析し、広く問題を共有して議論を誘発するために、その成果を書籍に取りまとめて公刊し、かつKEIGLADのホームページでそのPDFを公開した。それが、KEIGLAD (ed.), *PAGLEP Series I: Comparative Legal Education from Asian Perspective*, Keio University Press, 2017である。また、アジア諸国の大学において法律を勉強しようとする留学生が直面する様々な障壁を洗い出し、それらを克服してアジアにおける法学教育の国際交流を一層促進するための諸方策をテーマにワークショップを開催した。その成果を広く共有して解決策を議論するために、KEIGLAD (ed.), *PAGLEP Series II: Challenges for Studying Law Abroad in the Asian Region*, Keio University Press, 2018を公刊し、かつKEIGLADのホームページでもそのPDF版を公開した。



共通課題に取り組む留学生と日本人学生（平成29年8月、東京） 共通課題を議論する日本とカンボジアの学生（平成30年3月、プノンペン） 法学教育の国際交流に向けた議論をまとめた成果物